

海外進出企業調査票記入の手引



目 次

1. 調査の概要	1
2. 注意事項	3
3. 調査票の記入の仕方	4
別表1 業種分類表	10
別表2 国分類・地域分類表、国別通貨換算表	10
別表3 食品の対象範囲	10

■記入された調査票は、同封されている返信封筒に入れて、11月14日までに郵送により返送してください。
また、秘密の保護のため、返信封筒には会社名等の記入はしないでください。

調査票の送り先及び問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 消費統計室 計画係
(住所) 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 代表 03-3502-8111 (内線3716)
直通 03-6744-2048
(FAX) 03-3502-3634

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、我が国企業の食品に関する海外事業活動の実態を把握し、農林水産省で実施する「東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）」の推進及び今後の食品産業政策の推進に資することを目的とし実施するものです。

(2) 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計報告調整法第4条に基づく総務大臣の承認を受けて、農林水産省が実施するものです。また、この調査により申告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって統計目的以外で使用されることはありません（統計法第14条）。

(3) 調査の対象

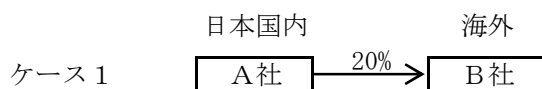
平成20年3月末現在で東アジア地域（中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ブルネイ及びインドの14か国・地域）に現地法人を有している（操業している）我が国企業を対象としています。

(4) 現地法人の定義

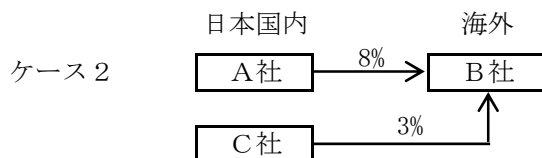
東アジア地域において食品を取り扱う現地法人で以下の外国法人がこの調査の対象です。なお、子会社と孫会社を総称して「現地法人」と呼びます。

- ① 日本側出資比率合計が10%以上の外国法人（子会社－ケース1及び2）
- ② 日本側出資比率合計が50%超（50%は含みません。）の子会社が50%超の出資を行っている外国法人（孫会社－ケース3及び4）
- ③ 日本側親会社の出資と日本側出資比率合計が50%超の子会社の出資の合計が50%超の外国法人（孫会社－ケース5）

<子会社対象例>

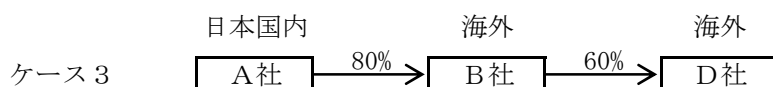


この場合、A社からB社への出資比率合計が10%以上であるため、B社は調査の対象となります。

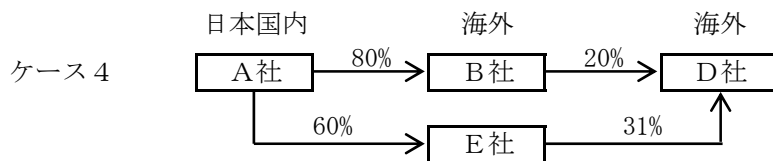


この場合、A社とC社からB社への日本側出資比率合計が10%以上となっているため、B社は調査の対象となります（この場合A社がご回答ください。）。

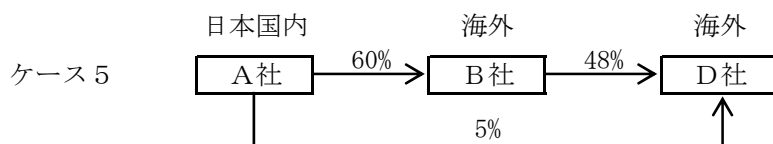
<孫会社対象例>



この場合、A社からB社への出資比率が50%を超えており、かつ、B社からD社への出資比率も50%を超えていることから、D社は調査の対象となります。



同様に、 $20+31=51\%$ となり、D社は調査の対象となります。



この場合もD社への合計出資比率が50%を超えていることから、D社は調査の対象となります。

(5) 調査の方法

この調査は、農林水産省から本社企業に調査票を郵送により配布し、各本社企業等に記入、返送（郵送又はFAX）していただく調査方法で実施しています。

なお、必要に応じて農林水産省大臣官房統計部職員より電話等により内容の照会をさせていただきます場合がございます。

(6) 調査票の提出期限

調査票は、11月14日までに必ず到着するように提出してください。

また、秘密の保護のため、返信封筒には会社名等の記入はしないでください。

(7) 調査結果の公表

この調査は、業種別、東アジア地域・国別等に集計し、農林水産省大臣官房統計部において分析、公表します。

なお、集計項目により、企業数が1社又は2社の場合及び3社以上であっても計算によって1社又は2社の数値が算出される場合は、秘匿とし「x」で表記します。

2. 注意事項

(1) 調査時点及び調査年度

この調査の調査時点は、平成20年3月31日現在、年度間実績は平成19年度（2007年度）について記入してください。

ア 1年決算の場合

平成20年3月31日またはそれ以前で最も近い決算日を平成19年度末（2007年度末）としてください。

イ 半年決算の場合

平成20年3月31日またはそれ以前で最も近い決算日を平成19年度末とし、年度間実績については当該期の前期と合計して上期、下期の合計を記入してください。

ウ 決算期の変更等

決算期の変更等により年度間実績を正確に記入できない場合は、適宜、貴社の区分に従って記入していただいて結構です。

(2) 数値等の記入

ア 単位未満は四捨五入してください。

イ 各欄の数値は右詰めで、1マスに1字記入してください。

ウ 正確な数値の算出が著しく困難な場合には、概算で記入してください。

エ 実績がない場合には記入しないでください。

(3) 金額の円換算

ア 金額はすべて円建表示とし、百万円単位未満を四捨五入してください。

イ 他国通貨の円換算は「別表2国分類・地域分類表、国別通貨換算表」に従って行ってください。

ウ 正確な金額の算出が著しく困難な場合には、概算で記入してください。

(4) 調査票の様式及び提出

調査票の提出は原則日本語版をお願いします。

現地法人の参考資料として、外国語版（英語、中国語、韓国語の3カ国語版）の調査票及び調査票記入の手引を下記の農林水産省ホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

外国語版に記入された場合はそれを提出されても差し支えありませんが、金額については円換算での記入をお願いします。

なお、外国語版について冊子（用紙）での提供が必要な場合は別途送付いたしますので、必要であれば表紙「調査票の送り先及び問い合わせ先」にご連絡ください。

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/syohi/sankatu/>（農林水産省HP）

調査票

農林水産省 秘		(この欄は農林水産省が記入します。)
総務省承認	No.27402	平成20年食品産業活動実態調査
承認期限	平成21年1月31日まで	海外進出企業調査票 A

○ この調査は、農林水産省が産・学・官連携の下に取り組む「東アジア食品産業活性化戦略（東アジア食品産業共同体構想）」の推進及び今後の食品産業政策の推進に資することを目的とし実施するものです。

○ この調査は、農林水産省が統計報告調整法第4条第1項の規程に基づき総務大臣の承認を受けた承認統計として実施するものです。

○ この調査により報告された**記入内容は、統計法により秘密が保護され、統計を作成するためだけに使用されるもので、申告者に利害関係を生じさせるような目的に使用されることはありません。**

○ この調査の調査時点は、平成20年3月31日（2008年3月31日）現在で記入してください。年度実績は平成19年度（2007年度）について記入してください。

○ 金額はすべて円建とし、百万円未満を四捨五入してください。

○ 記入に当たっては「調査票記入の手引」を参照してください。

【ご記入いただいた内容について照会をさせていただく場合があります。記入者の連絡先を記入してください。】

(所属部署名) _____ (記入者名) _____

1 貴社が所有する海外現地法人で、東アジア地域※1において食品を取り扱う現地法人はありますか。該当する番号へ○印をしてください。

1 ある 2 ない → 設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

問 **2**、**3**（裏面）についてご記入ください。

※1 東アジア地域とは、中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ブルネイ及びインドの14か国・地域をいいます。

2 本社企業（国内）の概要 ※国内の本社企業について記入してください。

業 種 分 類	該当する番号に○印をしてください。			
	1 食料品製造業	2 飲料製造業	3 卸売業	4 小売業
	5 飲食店	6 宿泊業	7 その他の業種	

資 本 金	該当する番号に○印をしてください。 <small>※出資時（又は増資時）のレート継続的に使用して換算した金額に該当する番号の欄に○印を一つしてください。</small>			
	1 5千万円未満	2 5千万円以上1億円未満		
	3 1億円以上3億円未満	4 3億円以上10億円未満		
	5 10億円以上100億円未満	6 100億円以上		

【裏面に続きます】

調査及び調査票の記入に当たってご不明な点等がありましたら、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

問い合わせ先
農林水産省 大臣官房統計部 消費統計室 計画係
(電話) 代表 03-3502-8111 (内線3716)
直通 03-6744-2048

連絡先 記入内容の照会先欄

記入いただいた内容について照会をさせていただく場合のご連絡先となります。

※企業（会社）名は秘密の保護のため記入しないでください。

- ・所属部署名
調査票を記入いただいた方の所属する部署名を記入してください。
- ・記入者名
調査票を記入いただいた方のお名前を記入してください。

1 調査対象現地法人の有無

この項目は、東アジア地域において食品を取り扱う現地法人の有無を把握するものです。

◆東アジア地域において食品を取り扱う現地法人を**有する企業**

「1. ある」に○印を付けてください。

次の設問 **2** 本社企業（国内）の概要及び **3** 東アジア地域において食品を取り扱う現地法人の状況についてご記入ください。

◆東アジア地域において食品を取り扱う現地法人を**有しない企業**

「2. ない」に○印を付けてください。

設問は以上となります。調査へのご協力ありがとうございました。
本調査において東アジア地域において食品を取り扱う現地法人の全体数を把握したいため、御手数ですが返信用封筒に入れて返送してください。

2 については、国内の本社企業について記入してください。

業種分類

記入に当たっては「別表1 業種分類表」を参照して該当する業種の欄に○印を記入してください。
また、業種が多岐にわたる場合には、最も売上高の多い業種としてください。

資本金（又は出資金）

貴社の払込済資本金の額、または出資金の額に該当する欄に○を記入してください。

調査票

問③は東アジア地域※1において食品を取り扱う現地法人※2の活動状況について記入してください。

※1 東アジア地域とは、中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ブルネイ及びインドの14か国・地域をいいます。
 ※2 現地法人の定義は、「調査票記入の手引」をご覧ください。

③ 東アジア地域において食品を取り扱う現地法人の状況

※ **現地法人1社毎に記入してください。2社以上有している場合は、「海外進出企業調査票B」を使用し記入してください。**
 また、日本側出資者が複数以上存在する場合は**日本側出資比率が最大の本社企業（同率出資の場合は幹事企業）**が記入してください。
 したがって、日本側の出資比率が最大ではない本社企業（同率の場合は非幹事企業）は、その現地法人の記入は不要です。

→ 現地法人名 ※ 英文表記が分かる場合は、英文表記でご記入ください。

→ 国分類 該当する番号に○印をしてください。

1 中華人民共和国(香港を除く)	2 香港	3 台湾
4 大韓民国	5 シンガポール	6 マレーシア
7 タイ	8 インドネシア	9 フィリピン
10 ベトナム	11 ラオス	12 カンボジア
13 ミャンマー	14 ブルネイ	15 インド

業種分類 該当する番号に○印をしてください。

1 食料品製造業	2 飲料製造業	3 卸売業	4 小売業
5 飲食店	6 宿泊業	7 その他の業種	

資本金 該当する番号に○印をしてください。
※出資時(又は増資時)のレートを継続的に使用して換算した金額に該当する番号の欄に○印を一つしてください。

1 5千万円未満	2 5千万円以上1億円未満	3 1億円以上3億円未満
4 3億円以上10億円未満	5 10億円以上100億円未満	6 100億円以上

※③の記入に当たっての留意点

操業する現地法人のうち東アジア地域において食品を取り扱う現地法人すべてについて、現地法人1社ごとに記入してください。

なお、複数（2社以上）の現地法人を有している場合は、2社目以降は「海外進出企業調査票 B」を使用し記入してください。

また、調査票が不足した場合は、表紙の「調査票の送り先及び問い合わせ先」にご連絡いただくか、恐縮ですが不足分をコピーして記入していただきますようお願いします。

※日本側出資者が複数以上存在する場合

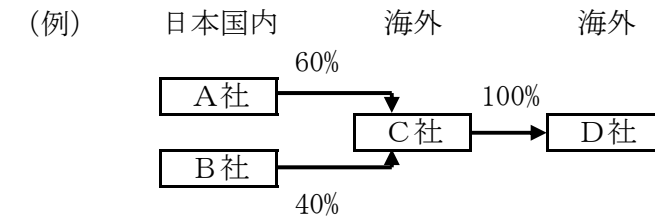
当該現地法人に対して日本側が共同出資である場合については、日本側出資比率が最大の本社企業（同率出資の場合は幹事企業）が記入してください。

したがって、日本側の出資比率が最大ではない本社企業（同率の場合は非幹事企業）は、当該現地法人の記入は不要です。

※孫会社の場合

当該孫会社に出資している現地法人（子会社）について記入していただいた本社企業（上記、日本側出資者が複数以上存在する場合に該当する企業）が、孫会社についても記入してください。

下記のケースではC社及びD社の調査票をA社かB社に作成していただきますが、C社の調査票をA社が作成したならば、D社の分についても併せてA社が作成してください。



業種分類

記入に当たっては「別表1 業種分類表」を参照して該当する業種の欄に○印を記入してください。

また、業種が多岐にわたる場合には、最も売上高の多い業種としてください。

資本金

授權資本の額ではなく、払込済み資本金の額で該当する欄に○を記入してください。

なお、ここでいう出資金とは、株式会社等での資本金にあたるもので、具体的には組合等を想定しています。日本側出資者が出資分担した額のことではありませんのでご注意ください。

また、円換算する際は、貴社が資本金等へ出資した時のレートを継続的に使用してください。

したがって、実際に増資、減資等が行われなければ資本金は、為替レートの変動という理由では動かないこととなります。

→ 現地法人名

現地法人名を英文名またはABC等のアルファベットで記入してください。
 中華人民共和国の場合においても同様にご協力をお願いします。
 例：上海食品製造（有）→SHANGHAI FOODS PRODUCTION CO. LTD.

→ 国分類

現地法人の所在する国の欄に○を記入してください。
 なお、**香港は中華人民共和国とは別の国番号となっています** ご注意ください。

調査票

該当する番号に○印をしてください。
※資本金又は出資金に占める日本側出資合計額の比率に該当する番号の欄に○印を一つしてください。

日本側出資比率

1	25%未満	2	25%以上50%未満	3	50%以上75%未満
4	75%以上100%未満	5	100%		

従業員数

万	千	百	十	一	人

※ 有給役員、常時雇用者の合計を記入してください。常時雇用者の定義は「調査票記入の手引」をご参照ください。

食品を取り扱う工場及び店舗数

千	百	十	一

※ 現地法人が所有する工場及び店舗(フランチャイズ含む)・事業所数を記入してください。

工場数				
店舗・事業所数				

売上高

十億	百万	万円

※ 現地法人の食品部門の売上高及び仕入高を記入してください。
【調査票記入の手引】を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
他国通貨の円換算は「別表2 国分類、地域分類表、国別通貨換算表」をご覧ください。

食品部門の売上高					0	0	万円
日本向け輸出額					0	0	万円

仕入高

十億	百万	万円

食品部門の仕入高					0	0	万円
日本からの輸入額					0	0	万円

※現地法人を複数有している場合は、「海外進出企業調査票B」を使用し記入してください。

【調査へのご協力ありがとうございました。】

食品を取り扱う工場及び店舗数

現地法人が所有する工場及び店舗(フランチャイズを含む)・事業所数を記入してください。

- 工場数
現地法人が所在する国内(地域内)において所有する製造や加工の工場・施設数を記入してください。
- 店舗・事業所数
現地法人が所在する国内(地域内)において所有する商品の販売施設(フランチャイズ店舗を含む)、事務所数を記入してください。

売上高

現地法人の食品部門又は食品に関する売上額について記入してください。
年度間実績は平成19年度(2007年度)について記入してください。
決算期の変更等により年度間実績を正確に記入できない場合は、適宜、貴社の区分に従って記入していただいて結構です。

- 食品部門の売上高
食品部門又は食品に関する平成19年度(2007年度)の売上実績を記入してください。
- 日本向け輸出額
「食品部門の売上高」のうち、日本向けに輸出した金額(自社名義で通関手続きを行って輸出した金額)を記入してください。

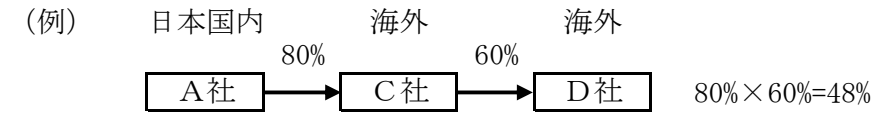
仕入高

現地法人の食品部門又は食品に関する仕入額について記入してください。
年度間実績は平成19年度(2007年度)について記入してください。
決算期の変更等により年度間実績を正確に記入できない場合は、適宜、貴社の区分に従って記入していただいて結構です。

- 食品部門の仕入高
食品部門又は食品に関する平成19年度(2007年度)の仕入実績を記入してください。
- 日本からの輸入額
「食品部門の仕入高」のうち、日本から輸入した金額(自社名義で通関手続きを行って輸入した金額)を記入してください。

日本側出資比率

現地法人の現在の貴社を含めた日本側の出資比率で該当する欄に○を記入してください。
なお、孫会社の場合は、「子会社」への日本側出資比率×「子会社」の「孫会社」への出資比率(間接出資比率)を日本側出資比率としてください。



従業員数

雇用状況について平成20年(2008年)3月31日現在の有給役員、常用雇用者の状況をご記入ください。記入できない場合には、最も近い記入可能な時点の状況を記入してください。
常用雇用者とは、正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず1ヶ月を超える雇用契約者と、最寄りの時点の前2ヶ月においてそれぞれ18日以上雇用した者をいいます。
また、現地法人が給与を支給しているか否かは問いません。

設問は以上です。調査へのご協力ありがとうございました。
返信用封筒に調査票A、Bを同封いただき、ご投函ください。

別表1 業種分類表

番号	業種名	内容例示
1	食料品製造業、飲料製造業	畜産食料品、水産食料品、精穀・製粉、調味料等 清涼飲料、酒類等
2	食料品製造業 飲料製造業	
3	卸売業、小売業	各種商品卸売業、機械器具卸売業、総合商社、貿易業等 各種商品小売業、自動車小売業、飲食料品小売業、スーパー、量販店等
4	卸売業 小売業	
5	飲食店、宿泊業	一般飲食店（食堂、レストラン等）、遊興飲食店（料亭、酒場、ビヤホール等） 旅館、ホテル等
6	飲食店 宿泊業	
7	その他の業種 その他の業種	

注：「持株会社」は、子会社の主要な業種別格付けと同一のものにしてください。

別表2 国分類・地域分類表、国別通貨換算表

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
01	中華人民共和国	Yuan	15.48
02	香港	Dollar	15.09
03	台湾	Dollar	3.55
04	大韓民国	Won	0.13
05	シンガポール	Dollar	78.13
06	マレーシア	Ringgit	34.25
07	タイ	Baht	3.41
08	インドネシア	Rupiah	0.01

番号	国・地域名	通貨単位	円換算値
09	フィリピン	Peso	2.55
10	ベトナム	Dong	0.01
11	ラオス	Kip	0.01
12	カンボジア	Riel	0.03
13	ミャンマー	Kyat	20.98
14	ブルネイ	Dollar	78.13
15	インド	Rupee	2.85

注：香港は中華人民共和国とは別の国番号となっていますのでご注意ください。

別表3 食品の対象範囲

対象となるもの
精穀類、野菜（生鮮・冷蔵）、果実（生鮮・冷蔵）、水産物（生鮮・冷蔵・冷凍）、畜産物（生鮮・冷蔵・冷凍）、加工食品など人が日常的に食物として摂取するものが対象となります。 なお、水産物及び畜産物については生きているもの、活魚を含みます。

対象としないもの
種子用のもの、飼料用等食用以外に仕向けられるもの、香料、薬事法の適用を受けているものは対象としません。